

お客様 各位

令和元年 9月  
飯塚ガス株式会社

## 消費税率の改正に伴うガス料金変更のお知らせ

拝啓

平素は、ご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、消費税法の改正により、消費税率が10%に引き上げられることに伴い、令和元年10月1日より、ガス料金に消費税率引き上げ相当分を反映させていただきます。尚、ガス料金の税抜価格は変更ありません。

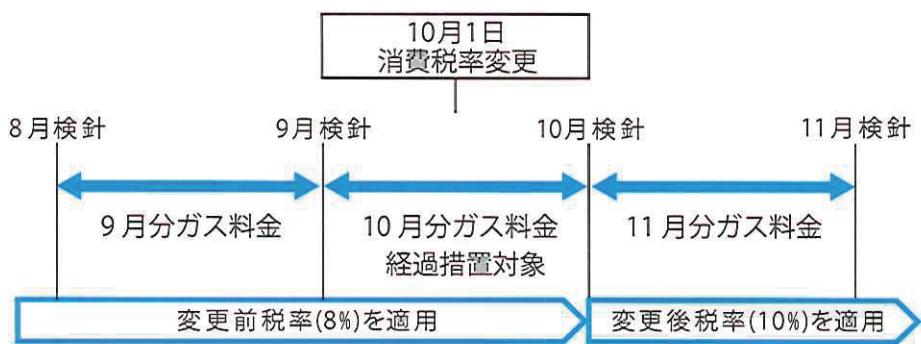
弊社は、今後ともガスの安定供給、保安の確保、お客さまサービスの向上に努めてまいりますので、引き続き一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### ☆令和元年10月分ガス料金における経過措置について

令和元年9月30日以前から継続してガスをご利用いただいているお客様は、消費税法に規定する経過措置により、令和元年10月分(定期検針分)のガス料金までは旧税率8%が適用されます。

### ガス料金における経過措置適用のイメージ



令和元年10月1日以降にガスのご利用を開始したお客様は令和元年10月分のガス料金より税率10%が適用されます。

お問い合わせ先

飯塚市横田 677 番地 2

飯塚ガス株式会社

電話番号 0948-22-8646